

1 開催日 平成 27 年 5 月 29 日（金）

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 41 号 高知市立公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第 3 市教委第 42 号 高知市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第 4 市教委第 43 号 高知地区小学校教科用図書調査研究委員会規則の一部改正について

日程第 5 市教委第 44 号 高知地区中学校教科用図書調査研究委員会規則の一部改正について

日程第 6 市教委第 45 号 平成 28 年度高知商業高等学校入学定員について

4 報告

○新図書館等複合施設の愛称及びこども科学館（仮称）の正式名称の選定について

○新図書館等複合施設免震装置について

○高知市立中学校の給食実施に向けて（進捗状況）

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	谷 智 子
	2 番委員	山 本 和 正
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番教育長	松 原 和 廣

(2) 事務局	教育次長	土 居 英 一
	教育次長	橋 本 和 明
	教育政策課長	高 岡 幸 史
	学校教育課長	野 村 能 教
	教育政策課教育企画監	和 田 広 信
	教育環境支援課長	弘 瀬 健一郎
	生涯学習課長（参事）	吉 野 晴 喜
	市民図書館長（参事）	貞 廣 岳 士
	市民図書館新図書館建設担当副 参事	池 上 哲 夫
	民権・文化財課長補佐	木 下 達 哉
	教育政策課長補佐	宮 田 小 町
	教育政策課総務担当係長	吉 本 忠 邦
	教育政策課主任	横 田 由 紀子

1 平成27年5月29日(金) 午後3時30分～午後4時45分 (たかじょう庁舎5階北会議室)

2 議事内容

開会 午後3時30分

**谷委員長**

ただいまから、第1148回高知市教育委員会5月定例会を開会いたします。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は山本委員、お願いいたします。

**山本委員**

はい。

**谷委員長**

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第41号「高知市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

**生涯学習課長**

生涯学習課の吉野でございます。よろしく申し上げます。高知市立公民館条例第5条に掲げます公民館運営審議会の委員の委嘱についてご説明させていただきます。

2ページをお開きください。平成27年5月31日で2年の任期が満了となることから、新たに委嘱するもので、3ページに高知市立公民館運営審議会委員の名簿がございます。委員の定数は、12名以内で、今回も前回と同じ11名での委嘱となります。再任が8名で、新任が3名でございます。

新任の3名の方の説明をさせていただきます。まず、名簿の4番になります若林章さんですけれども、校長会からの推薦によるもので、朝倉小学校校長の片岡忠三さんの後任となります。次に5番の汲田幸世さんですけれども、前任の方が8期16年にわたって委員を務めてくださいました北村霞代子さんという方で、この汲田さんは北村さんと同じく、中央公民館の市民学校でコーラスの講師をされております。3人目が、7番の和田恵三さんです。土佐山地域公民館連絡協議会の会長で、前任の佐藤嘉一さんの後任となります。

委員の任期ですけれども、平成27年6月1日から平成29年5月31日までの2年でございます。現在、11名の委員中3名の方が女性になりますので、女性の比率が約27%となっております。以上でございます。

**谷委員長**

この件に関して、質疑等はありませんか。

**委員一同**

————— 【 な し 】 —————

**谷委員長**

はい。それでは、ご意見がないようですので採決に移ります。市教委第41号「高知市立公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

**委員一同**

————— 【 異 議 な し 】 —————

**谷委員長**

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 41 号は原案のとおり決しました。

次に日程第 3 市教委第 42 号「高知市立文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

**民権・文化財課課長補佐**

民権・文化財課の木下です。本日は、高知市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、審議をお願いしたいと思います。資料につきましては、4 ページと 5 ページをお開けください。4 ページにございますけども、本審議会は、高知市文化財保護条例第 47 条に基づき設置するものでして、教育委員会の諮問に応じまして文化財の保護及び活用に関する重要事項について調査、審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に付議することとなっております審議会でございます。委員は 15 名以内で、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、組織することとなっております。

先般、4 月の教育委員会で報告させていただきましたとおり、植物の専門家で、高知県立牧野植物園教育普及課長でありました田中伸幸さんが退職されまして、高知を離れるために辞任されたことから、新たに牧野植物園学芸員の川上香さんを後任に委嘱するものです。なお、任期は前任者の残任任期となりますので、委嘱辞令交付の日から平成 28 年 5 月 31 日までを予定しております。

新たにお願ひする川上香さんの名簿は、4 ページにございます。なお、6 ページの方に川上香さんがお入りいただいた後の委員会の名簿となっております。説明は以上でございます。

**谷委員長**

この件について質疑等はありませんか。

**西森委員**

女性の委員は、お二方ですか、お三方ですか。

**民権・文化財課課長補佐**

女性の委員は、14 名中 2 名でして、4 番と 5 番の方が女性となります。パーセントは 14% です。

**西森委員**

はい、分かりました。

**谷委員長**

他にございませんか。

**委員一同**

————— 【な し】 —————

**谷委員長**

他にないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。

市教委第 42 号「高知市立文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

**委員一同**

————— 【異 議 な し】 —————

**谷委員長**

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 42 号は原案のとおり決しました。

**谷委員長**

次に、日程第 4 市教委第 43 号「高知地区小学校教科用図書調査研究委員会規則の一部改正について」及び日程第 5 市教委第 44 号「高知地区中学校教科用図書調査研究委員会規則の一部改正について」を議題とします。

この 2 件は、それぞれ同様の趣旨となっておりますので、一括して審議することとします。事務局の説明をお願いします。

## 学校教育課長

学校教育課の野村でございます。

今年度は、中学校の教科用図書の採択の年に当たっておりまして、4月定例教育委員会におきまして、高知地区教科用図書採択調査委員の委嘱、それから高知地区中学校教科用図書調査研究方針についてご審議をいただいたところでございます。

お手元に議案書と別に、右肩に5月定例教育委員会資料と記入しました高知地区中学校教科用図書採択の仕組みというのが1ページ目でございます資料をご覧ください。

教科用図書採択協議会は、3種目を選定するようになっておりまして、教育委員会に答申するために、その前段に教科用図書調査研究委員会を設置して、調査研究をするようになっております。

そこでその資料の3ページに、この調査研究委員会の規則がございまして、第5条のところに調査研究方針、調査研究結果の様式を定めておるところでございます。その資料の5ページのところに実施要領の案がございまして、これまでは、この実施要領の中で、総合評価について記載を定めてまいりました。

その様式の新旧対照表が、議案書の小学校でいきますと11ページをご覧ください。左側を見ていただきましたら、これまでは、上の番号の右側に総合評価という欄がございました。今回の改正の中では、この調査研究委員会というのは、あくまでも各教科書の調査研究をすることが目的であるということで、ここに総合評価、A、B、Cという評価を加えることになっておりましたけれども、やはりその調査研究委員会の目的からしますと、この総合評価という欄については、削除した方がいいのではないかということで、今回提案させていただいたところでございます。

ちなみに、このA、B、Cの評価につきましては、議案書と別の資料の最後の6ページに昨年度の小学校の実施要領がございまして、

その実施要領4のところに、報告書の記載として、A評価は「大変優れている。きわめて適切である」、B評価は「優れている。適切である」、C評価は「標準的である。」ということで、これまではA、B、C評価というのを調査研究委員会の方で、報告に記載をしていただいていたところでありまして、

今回の変更につきましては、先ほども申し上げましたように、調査委員会の本来の目的であるところから、総合評価を削除した様式に変更したいというように考えたところでございます。

これは小・中学校ともに、同じでございますのでご審議をくださるようによろしく願いいたします。

## 谷委員長

この件について、質疑等はありませんか。

## 西森委員

今までのところのメリットとすれば、調査研究の結果というところに書かれたところを見るよりも、まず総合評価を見れば感覚的にA・B・Cのランクがわかって、後は補助的に理由を見るという感じで、つかみやすかったと思います。

今回の方式にすると、調査研究の結果の中におそらく良い点、悪い点が上がってきて、そこから読み取るという感じになるということですね。

## 学校教育課長

基本的にこの教科書用図書は、文科省の検定を受けている教科書ですので、どの教科書が採択されても問題がないところです。ただ、この調査研究委員会というのは、各出版会社から出されている教科書の特徴を上手くまとめるようになります。そして、基になりますのは、4月に審議いただきました、いわゆる教科用図書の調査方針、更に種目ごとに、この調査方針を定めますので、その種目の調査方針に基づいて、各出版会社から出ている教科書の特徴をこの調査研究にまとめていくということになります。

そうしたものを基に、採択協議会で、高知市の子どもたちが使う教科書を3種目の選定をしているただくというものです。ですから、あくまでもこの調査研究委員会では、各出版社から出ている教科書を、その調査研究方針に基づいてまとめていただくということになります。ただ、そのまとめ方については、当然これはそれぞれ特徴がありますので、そういう調査研究結果が出てくるのではないかと思います。

**谷委員長**

去年の小学校の採択の時は、総合評価というのありましたか。

**学校教育課長**

ありました。

**谷委員長**

去年はあって、今回の中学校はなしということになるわけですか。

**学校教育課長**

これは、一番下段にあります調査研究委員会での様式ですので、この様式を基に採択協議会で、もう一度この教科用図書について検討をいたします。その採択協議会から教育委員会に挙がる時に、3種の選定をするということはありませんけれども、そこの採択協議会からの報告にはA・B・Cという評価は今までもありません。

**谷委員長**

選ばれた3種がくるけれども、そこに総合評価はなく、その場で決めるということですよ。

**学校教育課長**

そうです。今回ご審議いただくのは、あくまでもこの調査研究委員会の報告書です。

**谷委員長**

はい。

**西森委員**

調査研究委員会では、あえて総合評価ということをしないう方が、極端に言えば、採択協議会に対して、予断を与えると弊害があるかもしれないので、予断を与えない方がいいだろうということでの今回の改正という理解でいいですか。

**学校教育課長**

前回、文部科学省からの通知のお話もしたと思いますが、いわゆる、しぼり込みでありますとか、その順位をつける等というようなところで通知文があって、最終的には、この教育委員会の場に3種が採択協議会からは選定されて挙がってくるわけですが、教育委員会の場では、すべての教科書から選定できるというような説明はさせていただいたところですが、組織的に、うちの方は、高知市のように3段階に構えた時に、最初の段階で、一定評価をつけるということ、これまでしてきたのですが、やはり調査研究をするという目的で言えば、そういう評価がなくても、調査研究の目的は達することはできるのではないかとということで、総合評価を、今回削除してはどうかという提案です。

**西森委員**

改正するからには、今回の方がいいと思うからやるんですよ。なくてもいいだろうではなくて、こちらの方がいいという判断だから改正するのだからと思うので、それで先ほどちょっと踏み込んで、予断の問題ですとかをお聞きしたんですが、そういうことでよろしいですか。

**学校教育課長**

はい。

**松原教育長**

これは、おそらく教育委員会制度の改正に伴って、本来この採択というのは教育委員会が決める権限を持っているにも関わらず、これまでは、事務局が作った評価に基づいて選んできた。そのこ

とがいかかなものかということが、いろんな形で言われはじめて、簡単に言うと、うちの事務局の方が、評価というか、順位性があったら、こちらで順位性に影響を受けてしまうので、順位性のないものを提供して、皆さんでいいものを選んでもらったというのが、今回の案だと思います。

#### 学校教育課長

いわゆる、採択協議会から教育委員会に3種挙がってくるという仕組みは変えません。

#### 松原教育長

採択協議会から3種が挙がってきたとしても、この教育委員会でその3種以外から教科書を採択してもいいということになっています。十分論議をして、いいものであれば、教育委員会が3種選定した以外の教科書からでも採択できるということです。

#### 学校教育課長

昨年までは調査研究委員会から挙がってきた報告書の様式に総合評価というのが表示をされていて、採択協議会は、それを基に再度研究して、教育委員会に上げるための3種選定を行ってきたわけです。今年度からは、今申し上げましたように、調査研究委員会からは、総合評価のない報告書が上がってきて、その報告書を基に3種を選定するという作業に変わるということでございます。

#### 西森委員

直接影響があるのは、採択協議会ですか。

#### 学校教育課長

そうです。

#### 谷委員長

去年、教科書の研究を教育委員会でするときに、教科ごとに説明をしてきていましたが、あれはこの採択協議会の方ではなくて、学校教育課の方でしたか。

#### 学校教育課長

事務局の方が、その採択協議会での議論を基に説明をさせていただきました。

#### 松原教育長

従来どおり、教育委員会には、3種選定をしたものが挙がってくるが、それ以外のものから採択をしても良いということですか。

#### 学校教育課長

はい、それは今までも変わりません。

#### 谷委員長

調査研究委員会で研究を十分にして、教科用図書採択協議会で3つを選んでという段階で、研究を踏んで出てきているものなので、それを全部無視するのも難しいと思いますが、いかがですか。

#### 山本委員

教科書を選定するには、いろいろ選定の方法はあると思いますが、高知市の場合は、高知市の今の子どもたちの現状にあったものを、この調査研究委員会の中でそれぞれの特徴を選びながら、特徴を上手に書き出して、それを協議会の方がしぼりこんで、例えば子どもたち側にとって使いやすい教科書なのか、又は先生たちが子どもたちの理解を深めるのに使いやすい教科書なのかというのを分かりやすく提示していただくということですか。

#### 学校教育課長

そうです。

#### 西森委員

今までは、調査研究委員会が総合評価を付けますが、これはシステム的には、採択協議会のことは拘束しないんですね。だから極端に言ったら、調査研究委員会が仮に、Aと付けているけれども、採択協議会では選定されずに、Cと付いているけど、選定されるということもあっても良かったということですよ。

**学校教育課長**

はい、そうです。

**西森委員**

では、あくまで参考ですね。

**学校教育課長**

はい。

**谷委員長**

そしたら教育委員会制度も変わってきたということで、教育委員会の権限である自主採択というのをしっかりとやっていかないといけないと、基本はそういうことだと思いますが、他にご意見はありませんか。

**委員一同**

————— 【な し】 —————

**谷委員長**

ご意見もないようですので、この件の質疑を終了して、採決に移ります。市教委第 43 号「高知地区小学校教科用図書調査研究委員会規則の一部改正について」及び市教委第 44 号「高知地区中学校教科用図書調査研究委員会規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

**委員一同**

————— 【異 議 な し】 —————

**谷委員長**

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 43 号及び市教委第 44 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 6 市教委第 45 号「平成 28 年度高知商業高等学校入学定員について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

**学校教育課長**

それでは、平成 28 年度の公立高等学校の入学者の選抜制度に関わります高知商業高等学校の入学定員についてのご審議をお願いしたいと思います。お手元の平成 28 年度高知商業高等学校入学定員（案）とお示しをした 3 枚綴りの資料をご覧いただきたいと思います。

昨年度は、新しい入学者選抜制度が実施をされまして、全日制の課程においては、A 日程において定員 100% の募集を行い、定員を充足しなかった学校は、B 日程において再度選抜を行う制度となり、これまで受験希望の多かった市内校に集中が予想されておりました。

商業高校の全日の課程における、平成 27 年度の入試の応募状況につきましては、資料 3 枚目をご覧ください。情報マネジメント科以外は、入学定員を満了し、社会マネジメント科が、全学科中、最高倍率となり、学校全体としても、最も多い受験者数を得ることができました。結果、定員を満たさなかった情報マネジメント科におきまして、他の学科からの第 2 希望者を合格としたことで、最終的には、A 日程において全学科の定員を満たすことができました。ちなみに、市内校で定員を満たした学科は、東高校の総合、丸の内高校の普通科、西高校の英語科、北校の昼間部ということになっております。

定時制の課程につきましては、B 日程から募集が開始をされ、平成 27 年度は、40 名の定員に対して 20 名の志願者がおり、合格者が 5 名、続く C 日程において、10 名の志願者があり、9 名の合格者となっております。ちなみに、昨年度に導入されました定時制課程における成人特別選抜制度、定員の 10% ですけども、志願者はございませんでした。

次に、お手元の資料の 2 枚目になります。資料をご覧ください。県下中学生の卒業者と公立高校の入学定員の状況でございます。平成 28 年 3 月時点での県下の中学校の卒業予定者数は、国公立、私

立合わせて6,578名で、前年比80名の減少になっております。本市の中学校卒業予定者は、2,006名、前年比で34名の減少が見込まれているところです。

そこで、平成28年度ですけれども、その資料の1枚目に戻っていただきまして、県立高校の定員変更はない予定であり、商業高校の全日制の入学定員につきましても、現状の280名を維持したいと考えております。

また、定時制の課程につきましても、商業科1学級40人として、不登校経験者等の受入れを含めた生徒数の確保を図り、現状定数を維持したいと考えております。以上、高知商業高等学校の入学定員についてでございました。ご審議をよろしくお願いいたします。

#### 谷委員長

この件について質疑等はありませんか。

#### 山本委員

質問ではないですが、ちょっと教えていただきたいのですが、高知市内から高知商業高等学校に通う生徒数と、市外から来ている数はだいたいどのくらいなのか教えて下さい。

#### 竹村学校教育課指導主幹

学校教育課竹村です。平成27年度の生徒数ですけれども、高知市内の生徒数が393名、高知市外が446名で、市内46.8%で、市外の方が53.2%です。

#### 山本委員

結構、市外が多いですね。

#### 西森委員

関連してお聞きしたいのですが、今、市内に入っているのは、いわゆる郡部からの下宿生とかは、市内でカウントしていますか。高知商業高等学校という、結構、郡部から15歳で出てくる方もおられるでしょう。

#### 竹村学校教育課指導主幹

下宿生は、郡部校からの進学となります。

#### 西森委員

外部カウントですね。

#### 谷委員長

受験者も同じような率ですか。

#### 竹村学校教育課指導主幹

そうです。

#### 松原教育長

よく言われるのは、高知市立学校なのに、高知市外の子どもがなぜ多いのかと言われることがあります。高知市が作っている学校なのに、もうちょっと高知市の子どもを採ったらどうかという意見がありますが、やはり、今、高知市立の学校であったとしても、高知県の高等学校の一角に高知商業高等学校があるという考え方で、要は、県立と同じ対応をしているということです。

#### 山本委員

入試制度が変わってから、対応が変わったとかいうこともあるのですか。

#### 竹村学校教育課指導主幹

学校教育課の竹村です。制度が変わったということはないですが、ここ3年くらいは50%、50%で市内と、市外がほぼ同じ程度でした。昨年、そして今年というところで若干差が出てきていますけれども、数字的にはあまり変動はありません。

#### 谷委員長

高知市内の生徒を採るという、一定の枠とか、そんなのはないわけですね。

### 竹村学校教育課指導主幹

はい。そもそも専門高校、いわゆる商業科でございますので、高知県の中で商業科、現在伊野商業と高知商業になりますけれども、工業高校もそうですけれども、以前から学区制は専門高校についてはございません。県下全域において、商業を希望する子どもにも均等に条件を与えるということでございますので、そういった差はございません。

### 谷委員長

分かりました。他にございませんか。

### 西森委員

資料を見ますと平成16年から、この表にある限りですが、ずっと同じ定員で、良くも悪くもというか、堅持してきているというか、途中で学科の編成を変えたりしながら、要するに環境に適應してというか、変化しながら、ずっとこの規模でやってこられているわけですね。

何と申しましょうか、しなやかと言うのか、したたかと言うのか、強靱な感じがするんですけど、今年も280人の定員維持というような話で、本当に左右されない感じですね。よほどの要因がなかったら変化しないのだろうと、この表を見ると感じます。

昨今、特に何か変えないといけない事情というのはないということですよ。これだけ環境に適應しながら280人でずっとこられていますので、そう考えてよろしいですか。

### 松原教育長

いやいや、それは、要は、全県下的に、商業の定数だけで、今商業の定数、ここで決めているのですが、全県下的な子どものその志願者があって、その中で、ここの定数が決まってくるということとを考慮にいれないといけないということがあります。

### 山本委員

定員を増やすということが、ある意味少なくなってきた中で、ここに集中してくるという意味ですか。

### 松原教育長

子どもが減ってきているので、全県下でいくと定員を減らさないといけない状況ですが、高知商業高等学校は一定人気があるので、280の数は確保できるということで、定数を維持してきていると思いますが、そういうことでよろしいですか。

### 竹村学校教育課指導主幹

はい。

### 西森委員

平成16年から見たら、1,500人に減っている中で、高知商業高等学校の定員が280人で、私が数年間経験した中でも、学科の編成を変えて、より魅力的な学校ということを探しながら、平成16年度の時から比べたら、全高校生に対する割合は増えていることですよ。それでも、定員を十分満たして、まだまだ競争率を保つ形が取れている。そういう意味では、これを減らすという理由は見出せないではないかと思えます。

### 松原教育長

そう思います。例えば、その間には大方商業高校が無くなったというようなことで、商業高校そのものがどんどん少なくなってきている状況の中で、一定、高知商業高等学校の定員が280人という数を維持しているということは、商業に対するニーズが高いということ、県教育委員会も分かってくれているということだろうと思えます。

### 谷委員長

本当に、高知商業高等学校は希望者も多いし、すごく頑張っていると思えます。

他にはよろしいですか。

委員一同

【は い】

谷委員長

では、この件を終了して採決に移ります。

市教委第45号「平成28年度高知商業高等学校入学定員について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第45号は原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。「新図書館等複合施設の愛称及びこども科学図書館（仮称）の正式名称の選定について」、併せて「新図書館等複合施設免震装置について」、事務局からご説明をお願いします。

**市民図書館新図書館建設担当副参事**

市民図書館の池上です。お手元の方に、別刷りで、新図書館等複合施設の愛称募集についてというA4のレジメとチラシ2枚を一緒に綴じたものがあると思いますが、そちらの方で説明させていただきます。3月と4月にも少しお知らせをさせていただきましたが、新図書館の複合施設の愛称の募集について、また裏面の方にこども科学館（仮称）の正式名称の募集についてということに記載させていただいております。

目的と公募するものについては、今までに説明させていただいたところと同じようになっております。そして、3の愛称の募集についてですが、募集期間が5月1日から29日間集めてまいりました。広報は、今まで説明したように、チラシ、ポスターそれから県、市の広報誌それから公募雑誌、それからラジオ、テレビなどを活用しております。

そして応募方法が、そこに書いてありますように、葉書やFAX、応募箱、応募広告、これはインターネットのホームページ上で入力をするのと送られてくる形式です。

それが、昨日の午後5時の段階で約720件の申込みをいただいております。内訳ですが、応募広告が約50%で、FAXと応募箱での申込みが約20%で、約30%が葉書での申込みになっております。だいたい、1日25件くらいの申込みが平均してきておりますので、応募数は1,000件を超えらると思いますし、市内の小・中学校の方には全校生徒に配布して、また6月10日以降に学校の方で集めていただけるようになっておりますので、これから増えてくるのではないかと考えております。ですから、申込みは順調に進んでいると思っています。

次に選考方法ですが、3番以降に書いております。集まった作品の中から、事務局の方で事前審査という形で、その中で一定基準を設けて、特に推薦したい作品を100点程度選ぶ予定をしております。これが6月中旬から下旬の予定で、その後、審査員による一次審査を行い、上位の10点を選考していただき、その次に二次審査として委員会を開催し、委員の皆さんが意見を交換した上で、採点していただき、上位の方から最優秀を1点、優秀を3点候補として選定していただく予定です。その後、他の類似施設に使われてないかどうか確認した上で決定をするということになると思います。なお、その選考会の委員ですが、現在8人の委員をお願いを予定しております、内3名は基本構想の検討委員で各委員長、副委員長、それと地元の商店街、また向かいの追手前高校の生徒から1人、それと追手前小学校の卒業生で現在城北中学校の生徒1人、県と市の教育長に入っていたかどうかという考えで進めております。複合施設の愛称の方は以上です。

裏面の方をご覧ください。こども科学館（仮称）の正式名称の募集です。目的は、前回申しましたように、多く県民、市民に親しんでもらう施設になるようということで募集をしております。3番の名称の募集ですが、募集期間は、愛称と同じように5月1日から6月10日ということで、方

法も複合施設と同じような方法で行っておりまして、昨日の夕方時点で約460件集まっております。内訳は、応募広告、インターネットが約35%、FAX、応募箱で約30%、葉書が約35%です。だから、3つがほぼ同じような形で集まっていますが、これも最終的には学校の方からたくさん応募がくると期待しております。

選考方法ですが、これは愛称募集とちょっと違うところがございます。事前審査は同じような形で、応募作品の中から重複分などの仕分けを行って、選定を推奨するような形で整理をさせていただこうと考えています。その後、審査員の方に一次審査として、書類審査で10点程度を選んでいただくように考えております。

二次審査は、選考委員会を開催して行い、一次審査の10点の中から意見交換を行って採点した上で、上位の4点を候補として選考する予定です。その後、教育委員会を開催して、教育委員会にて選考委員会で選んだ4点について、意見交換をしていただき、最優秀賞1点、優秀賞3点を決定していただき、その後、商標調査を行い、問題がなければ決定するというように考えております。

ちなみに選考委員ですが、現在8人を予定しております。こども科学館の元基本構想検討委員と、それと現在、こども科学館でアドバイザーという形で専門家をお願いしておりますが、その代表の方、それと地元の商店街、それと旧追手前小学校の関係者として、現在はりまや橋小学校となっておりますが、そのPTA代表から2人入っていただく予定です。

そして、潮江の子ども科学図書館の館長、それと県教育次長、市教育次長にそれぞれ入っていただくというような方式を考えております。新図書館等複合施設の愛称及びこども科学館（仮称）の正式名称の選定については以上です。

#### **谷委員長**

この件について質疑等をお願いします。

#### **西森委員**

こども科学館の名称ですが、万が一、商標調査で、他に登録されているということになったらもう一度審査をやるのですか。

#### **市民図書館新図書館建設担当副参事**

市民図書館の池上です。10点を選んでおりまして、その中で、基本的に採点をしていく形になりますので、二次審査の段階で、その10点についておよそ順番はついていると思われまして。その中で何らかの形で、上位の作品がそういう不適格になれば、下から繰り上がるようなことを考えております。

#### **西森委員**

ありがとうございます。

#### **松原教育長**

教育委員会で決めたところの4点の中で最優秀を決め、要は、その最優秀が、こども科学館の正式名称ということになるのですか。

#### **市民図書館新図書館建設担当副参事**

はい、そう考えております。

#### **松原教育長**

それは、商標調査に基づいて問題なければ、それになるということですね。

それが駄目であったらということで、優秀賞3点の順位性を付けるのですか。

#### **市民図書館新図書館建設担当副参事**

ここで最終的に、どういう決定の仕方をするかはまだ確定はしてないのですが、予定では、やはり一番いいのを決めるのには、何らかの基準に基づいて、皆さんで点数を付けていって、最優秀を決めるようになるのではないかと考えています。

**松原教育長**

最優秀は分かるが、優秀賞3点は、順位性がないような感じがするので、先に商標調査をやっておいてくれたら、簡単にいくように思います。後から商標調査をやるのでは、もう一回順位性をやらないといけなくなりほしくないかということです。

**市民図書館新図書館建設担当副参事**

100点を絞り込んだ時点で、簡易の商標調査を行うわけですが、どうしても時間等の関係があつて、完全にはいかないものです。

**松原教育長**

いや、4点についての商標調査です。

**市民図書館新図書館建設担当副参事**

ですから、第一段階としては、この一次審査で100点になった段階で一応する予定はしております。

**松原教育長**

いや、そこは多いから、なかなか大変だろうから、教育委員会に上がるまでの4点について商標調査をやったらどうですかということです。

**市民図書館新図書館建設担当副参事**

分かりました。要するに二次審査から次の教育委員会の間に時間があれば、そういった方法でやるようにします。その辺は、またスケジュールを見て検討させていただきます。

**谷委員長**

その上位4点を決めた後で、教育委員会までに商標調査を行っておれば、もう、その決定に従ってできるということになるわけですね。

**市民図書館新図書館建設担当副参事**

正式にやろうとすると、3か月くらいかかってしまいます。

**松原教育長**

そしたら、教育委員会で決めてから発表までに3か月くらいかかるわけですか。

**谷委員長**

商標調査は、3か月もかかるのですね。

**山本委員**

2、3か月かかれば、調べている間に先に商標登録が入っているという可能性もあるということですね。

**谷委員長**

そうですね。

**市民図書館新図書館建設担当副参事**

その商標調査は、だいたい2週間くらいで途中経過が出るようですので、そういったことを考えて、またスケジュールの調整をさせていただきます。

**谷委員長**

要は、教育委員会で決めた時に、4点のうち、最優秀を1点、後の優秀3点、順位を付けておいたらいいと思います。

**市民図書館新図書館建設担当副参事**

教育委員会で決定される時の方法にもよると思いますが、多数決でやるのか、一定皆さんが採点して、一番上から順々に決めていく等の方法があると思うので、一定、おそらく順位が付くのではないかと考えております。

## 谷委員長

そうしないと、また一からやり直さないといけなくなると大変だと思います。

## 市民図書館新図書館建設担当副参事

もう少し、スケジュール等の兼ね合いを考えます。

## 谷委員長

そこは、ちょっと詰めていただいて、それで臨んでいくということをお願いします。

## 西森委員

想像すると、教育委員会でこども科学館の正式名称を決定する際には、関係者やマスコミ等の傍聴が来るのではないかと思います。そこで決定したものを商標調査の関係で後になって覆すのはなかなか厳しいと考えます。

## 市民図書館新図書館建設担当副参事

もう少しスケジュール等を検討させていただきます。

## 谷委員長

よろしくをお願いします。他にはよろしいですか。

## 委員一同

————— 【は い】 —————

## 市民図書館新図書館建設担当副参事

それでは続きまして、免震装置についてです。

別刷りでお配りしています平成27年5月13日高知県議会総務委員会資料をご覧ください。これは、高知県議会総務委員会の時の資料の中で、その時は、県内の不正な免震装置を使った各施設の分がありましたが、新図書館に関するところだけを抜粋したものです。

現時点で、新図書館の免震装置は、東洋ゴム工業の製品を使う予定ですが、まだ現在、工場から出荷されておりませんで、その本文に書いています高知県の今後の対応というところに該当します。

ですから、今後の予定ということになります。工事中の新図書館ですが、現時点では、設置予定の免震装置は、大臣認定不適合との発表は、まだない状況です。

当初は、7月下旬に免震装置を搬入し、設置する予定でしたが、現在、東洋ゴム工業が出荷を見合わせているため、実際の搬入時期は未定の状況です。

東洋ゴム工業の製品のうち、大臣認定取得の際に、指定を取り消された3件以外に、一部瑕疵のある申請があったことが判明しており、場合によっては、設置予定の免震装置の大臣認定が取り消される可能性が否定できないということで、現在国土交通省で調査中であるため、この推移を注視しているということになっております。

今日、お配りしたチラシの方にも新図書館のパスがあると思いますが、新図書館は、1階と2階の間の割と分厚い床の構造の部分があると思います。ここが、いわゆる、免震層が入る予定のもので、ここは7月から取り掛かる予定でして、現在のところは影響ないですが、今後、建築の現場と調整が図られていきます。

次のページが、県の総務委員会の翌日に高知新聞に出された記事で、黒の枠で囲んでいるところがその箇所です。

ちょうど二段落目の中段、文章の中央くらいに県の新図書館整備課によると、東洋ゴム工業の担当者が、11日に72基の性能検査の結果、要するに新図書館ではこの免震ゴムの装置を、この中に72基使う予定ですが、その72基全ての性能検査の結果は、もう問題ないと出ているのですが、検査の結果は信用されないとして、他社に検査を依頼することも検討しているところです。

けれども、それだけでは駄目だろうということで、現在、第三者機関の評価とか、できるだけ安全性を高めるように申入れを県の方からもしているところです。

ただ、次の段落に書いておりましたが、県議会総務委員会では、委員から他社製品への変更を求める意見も出ましたけれど、現時点では変更することは考えてないというところです。

その理由は、その後に書いています。もしこの免震装置を他社の装置に変換する場合には、新図書館の設計変更や構造計算によって、10数か月以上ですけど、大幅な工期の延長や膨大な追加の費用が発生するおそれがあります。

そのため、現在予定している免震装置を大臣認定に問題がなければ使っていきたいというところで検討しているところです。

その資料の3枚目以降は、東洋ゴム工業が4月21日に発表したものです。

新図書館に使う予定の製品は、高減衰ゴム系積層ゴム支承ということで、製品タイプは、HRB-G35という製品です。

これは今年の1月までに全国で2,571基が出荷されており、そのうち1,873基が適合で562基が不適合であります。判定不可というのは、データが揃っていないで判定できなかったという意味です。ただ、工業製品で、実に2割不良品が出ているというのは、ちょっと不安な状況ではありますが、一応製品としては、大臣認定に問題があるということにはなっていません。

ただし、この調査の判明事実の②にもありますが、一部瑕疵のある申請があった疑いということで表記されていますように、ちょっとまだ不安な要素もありますので、現在、国土交通省等へ確認がされているところです。免震装置については以上です。

**松原教育長**

この国土交通省の調査はいつ頃出るのですか。

**市民図書館新図書館建設担当副参事**

それが、情報が全然出てこない状況です。

**松原教育長**

今は、東洋ゴム工業の適合の検査結果しか出ていないのですよね。

**市民図書館新図書館建設担当副参事**

新図書館の装置について言えば、東洋ゴム工業は製造が終わって、自社での検査では終わって、優秀な成績が出ています。国からは、第三者機関による検査をなさないとかいった指示は、一切出てないという状況なので、次へ進めないというのが現在の状況です。

**松原教育長**

先ほど、第三者機関の調査と言ってなかったですか。

**市民図書館新図書館建設担当副参事**

それは、免震装置の今までに納品された商品についての調査がされているということで、これからの分については、まだ、全然方針が出されていないということです。

**松原教育長**

わかりました。

**山本委員**

遅れたら大変だと思います。

**西森委員**

東洋ゴム工業と県、市は直接の契約関係はないんですよね。

**市民図書館新図書館建設担当副参事**

そうです。

**西森委員**

契約した企業が、材料を発注したということですよ。

**市民図書館新図書館建設担当副参事**

はい。

**松原教育長**

遅れた場合は、損害賠償が発生するのではないですか。

**市民図書館新図書館建設担当副参事**

契約関係があるところは、当然直接的に発生します。

**松原教育長**

高知市はないということですか。

**市民図書館新図書館建設担当副参事**

そこをどうするかが、今後大きな課題となると思います。直接その契約はないので、ただ、道義的責任とかそういったものは、当然あると思います。それと東洋ゴム工業側が、それは当然私たちの責任ですということで認めていただければ問題なくいくとは思いますが、今後どうなるかは、わかりません。県とも協議しながら進めていかないといけないというところです。

**谷委員長**

要は、今回のことで、ものすごく信頼を損ねているんですね。そういう中で、その安全性だけを見たら、安全かどうかということで、現在調査中ということだけれども、こういう信頼できないような部分があるところを、もし調査が止まって、遅れるということが一方であるかも分からないけれど、市民からこういった業者の製品を使うのかというような意見は出てきていますか。

**市民図書館新図書館建設担当副参事**

直接、私たちの新図書館建設室にはそういった声は届いてはไม่ใช่ですけど、やはり議会とかではそういうご意見を言われる方もいらっしゃいます。

**谷委員長**

県外において東洋ゴム工業製品で大変な目に合わされたというところで、新しい事業に東洋ゴム工業製品を使わないというような情報はありますか。

**市民図書館新図書館建設担当副参事**

市民図書館の池上です。東洋ゴム工業としては、既に建物に東洋ゴム工業製品が導入されているところが、対応する最優先の対象として考えているところですので、これから東洋ゴム工業製品を使う予定のところは、対応がされていないのではないかと思います。ただ、そういった情報は公表されてないので、情報を集めないといけないとは考えています。

公共施設は別として、特に民間のマンションとかは、公表になると大変な損害を被ることになるので、件数以外は全然情報が公開されていません。

**谷委員長**

公的施設について、このような情報を把握することは、やはり重要なことではないかと思います。

**市民図書館新図書館建設担当副参事**

だから、もうすでに不適になったところは、交換していくということは公表されていますので、ただ、要するに大臣認定を受けて、製品としては問題ない製品を、業者の信用がないので納入しませんというのは、おそらく契約的にもものすごく今度は、発注者側が不利になるだろうというのは出てきます。それは、契約者側の嗜好で分けたことになりまして、それ以降に関わる経費は、発注者側の負担になるのではないのでしょうか。そういういろいろな要素をこれから検討の上、対応していきたいと思います。

製品自体が不可になれば、損害賠償の請求ができる話でしょうけど、不可ではないものを断る場合は、なかなか難しい話になるのではないかと考えています。

**松原教育長**

いずれにしても、今のままで自分のところで大丈夫と言ったとしても、それは、なかなか世間に許してもらえないだろうし、だから第三者機関で調査し、大丈夫というものがあってはじめて、進んでいく問題ではないかという感じがします。そういう方向で動いているんですね。

## 市民図書館新図書館建設担当副参事

そうです。ただ、それも大臣認定という国が認めた製品の発注の方法なので、その認めた国土交通省がそういうやり方でやって良いという答えを出してないです。だから、要するに、どういう方法でやったらいいかというところを示さない限り進めないわけです。

## 谷委員長

難しい問題だと思います。この件については、他にありませんか。

## 委員一同

————— 【な し】 —————

## 谷委員長

それでは次に、高知市立中学校の給食実施に向けて（進捗状況）について事務局から説明をお願いします。

## 教育環境支援課長

教育環境支援課長の弘瀬と申します。

中学校の給食実施に向けて進捗状況ということで、お手元の資料の5ページ目を開けていただけますでしょうか。ご承知のとおり、昨年度に高知市中学校給食実施検討委員会を設置しまして、主に2点の結論と3点の給食実施に向けて慎重な検討を要する項目について、ご提言をいただいたところ です。

まず、結論としては中学校給食の実施は必要というご意見をいただき、そして、何よりも給食が必要であるからこそ、少しでも早く実施するためには、複数のセンター方式が最善とのご意見をいただいたところです。平成27年度からは、中学校給食の実施に向けた専任部署として、教育環境支援課内に中学校給食推進室を設置するとともに、中学校給食の実施に当たっての課題となる事項の解決を図ることを目的として、給食実施に係る様々な実務について、学校や各所課等の視点から協議する庁内組織である高知市中学校給食実務検討委員会を設置し、先日の5月26日に1回目の会を終えたところでございます。

次に、中学校給食実務検討委員会で協議する事項については、中学校給食に係る施設建設に関することと中学校給食に係る事務、喫食、食育推進、献立及び地産地消等の運営に関することとなります。以上2点については、それぞれ検討項目の詳細な協議を行う作業部会を設けることといたしました。1点目については施設建設部会を、2点目については給食運営部会をそれぞれ設置し、これから説明する項目について検討をお願いする予定でございます。

次の6ページ目をご覧ください。続きまして、現在想定している各部会での検討内容についてご説明申し上げます。まず、検討内容については、部会を運営していく中で、新たな項目が出てくる場合もありますので、現時点での想定とさせていただきます。

施設建設部会ですが、中学校給食に係る施設建設に関することということで、主に給食センターの建設や各学校の受入れ施設の改修、そして給食センターに付帯する防災、その他の機能に関して、それぞれ掲げている項目について検討する予定です。次に、給食運営部会ですが、中学校給食に係る事務、喫食、食育推進、献立及び地産地消等の運営に関することということで、検討内容は大変関連しておりますが、学校での給食運営に関すること、食育推進に関することに大きく分けて検討した方が分かりやすいのではないかと考えております。

まず、学校での給食運営に関することでは、それぞれ6校、7校といった規模のグループとそれぞれの給食センターを結び、給食の受渡しを行うようになりますので、いわゆる、時間割、工事の調整や日々必要な給食数の把握など、これまで行っていない事務が発生するようになることから、こうした項目について検討を行うことが挙げられます。

また、できあがった給食をセンターから各学校まで配送する方法や各学校での搬出入の方法、学校内での各教室への運搬や教室内での配膳に関する生徒指導の在り方等についても、検討が必要と考えております。

次のページをお願いします。次に、食育推進につきましては、栄養管理、衛生管理をはじめとして、給食を活用した食に関する指導、給食センターと各学校との連携、職業体験といった視点からの対応などの食に関する指導の充実を図るための検討が、必要となってまいります。

また、小学生から、中学生にかけて嗜好が変化してくることから、中学校に対応した献立の検討や食物アレルギーへの対応に加えて、小学校給食でも進めている地産地消の取組を中学校給食でも取り組む場合、考えられる課題として、例えば食材調達や市場動向、生産者との調整等についても検討しておくことが必要と考えております。

次に、委員会と各部会において検討いただいた結果を、どう反映していくかご説明いたします。まず、教育委員会としましては、冒頭ご説明申し上げました昨年度開催した中学校給食実施検討委員会からの検討を踏まえ、給食センターの整備に関する基本構想と中学校給食をどういった方向性で実施するのかといった基本方針について、それぞれ検討を進めてまいります。

この2つにつきましては、一定、事務局の方で固めてまいりたいと考えておりますが、それぞれ次の段階として、センター整備の基本設計と給食の運営に関する実施方針を概ね本年度中を目途に固めていきたいと考えており、それぞれの部会において検討された結果は、実施方針へ反映できればと考えております。

施設建設部会では、例えば、給食センターに関することについては、センター整備に関する基本設計の段階で、作成される原案を確認していただき、部会で検討された結果を反映させるような手順を踏んでいきたいと考えております。

また、給食運営部会については、中学校給食の運営に関する実施方針の案を固めていく段階で、部会で検討された結果を反映させるような手順を踏んでいきたいと考えております。

実施方針は、来年度には一旦策定するように考えておりますが、平成30年度中の給食実施までの間に、まだまだ最終調整が必要と考えており、その間の部会での検討結果によっては、方針の一部改定を行うことも含めて、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、委員会及び部会の開催スケジュールにつきましては、委員会は今後3か月に1回のペースで開催できればと考えており、また部会につきましては、6月9日に第1回の部会を開催する予定で現在準備を進めているところでございます。

なお、前後しますが、資料1として設置要綱を、資料2として委員名簿を載せさせていただいておりますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。以上です。

#### **谷委員長**

ありがとうございました。それでは以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会します。

閉会 午後4時45分

署名

委員長 \_\_\_\_\_

2番委員 \_\_\_\_\_